

令和8年度から

国民健康保険料に

子ども・子育て支援金分を加算します

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月分から従来の月額保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」が新たに徴収されます。

対象者

後期高齢者を除く組合員及びその家族で、18歳に達した後、最初の4月1日以降の者(18歳～74歳)

たとえば ● 令和7年9月に18歳になった人 → 令和8年4月1日から対象

● 令和8年3月に18歳になった人 → 令和8年4月1日から対象

保険料額

1名あたり月額**800円**

開始月

令和8年4月分保険料から加算(令和8年5月1日引落)

※基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、後期高齢者事業分については保険料額の変更はありません。

少子化対策のために社会全体で支える制度になります。ご理解とご協力をお願いいたします。

この制度について知りたいときは
こども家庭庁HP ▶▶▶



保険料の世帯賦課限度額の変更について

子ども・子育て支援金保険料の徴収が開始されることに伴い令和8年4月分保険料より、保険料の世帯賦課限度額が変更となります。

※令和8年4月分保険料から変更となります。(令和8年5月1日引落)

変更後(令和8年4月分から)	変更前(令和8年3月分まで)
90,000円	87,000円

年齢別保険料早見表(令和8年4月から)

(1名/月額)

	6歳未満	6～18歳*	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上
税理士 勤務税理士	—	—	36,000円	42,200円	36,000円	3,000円
職員	—	—	24,000円	30,200円	24,000円	3,000円
家族	10,000円	15,200円	16,000円	22,200円	16,000円	—

*18歳に達した後3月31日までの保険料額です。

※個人事務所は勤務税理士・職員・家族分、税理士法人は税理士を含む加入者全員分の保険料の半額をそれぞれ事業主(法人)が負担します。

※1世帯(組合員ごと)の賦課限度額は月額90,000円までです。

※令和8年4月以降、家族保険料は人数の上限なく賦課されます。